

福岡県公報

平成29年7月7日
第3907号

目次

告示 (第467号 - 第469号)

○道路の区域の変更	(道路維持課)	1
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
○道路の区域の変更	(道路維持課)	2
公 告		
○落札者等の公示	(教育庁企画調整課)	2
○競争入札参加者の資格等	(総務事務厚生課)	3
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課)	4
○土地改良区の解散の認可	(農村森林整備課)	6
○県営土地改良事業の換地処分	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の清算人の就任	(農村森林整備課)	7
○土地改良区の定款の変更の認可	(農村森林整備課)	7
○公共測量の実施	(県土整備総務課)	7
○福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の一部変更	(水産振興課)	7
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○開発行為に関する工事の完了	(都市計画課)	8
○福岡県行政手続条例に基づく意見募集	(医療指導課)	8
○福岡県営都市公園の指定管理者の募集	(公園街路課)	9
○筑後広域公園芸術文化交流施設の指定管理者の募集	(文化振興課)	10

教育委員会

- 福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米中央公園内体育施設等の指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課) ……12
- 福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者の募集 (教育庁体育スポーツ健康課) ……14

労働委員会

- 福岡県労働委員会あっせん員候補者名簿 (労働委員会調整課) ……15

再掲

- 家畜伝染病の発生 (畜産課) ……16

告 示

福岡県告示第467号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
飯 塚	一般 国道	322号	前	嘉麻市大力711番2先から 朝倉市秋月野鳥814番1 先まで	5.0 ～ 16.4	12,770.3
			前	嘉麻市大力711番2先から 朝倉市秋月野鳥814番1 先まで	10.0 ～ 103.0	4,845.0
			後	嘉麻市大力711番2先から 朝倉市秋月野鳥814番1 先まで	5.0 ～ 35.1	12,770.3

			後	嘉麻市大力711番2先から 朝倉市秋月野鳥814番1 先まで	10.0 ～ 103.0	4,845.0
--	--	--	---	--------------------------------------	--------------------	---------

福岡県告示第468号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
那 珂 県道		板 付 牛 頸 線 筑紫野	前	春日市大土居一丁目111番先から 春日市大字下白水209番403先まで	22.0 ～ 24.8	41.6
			後	春日市大土居一丁目111番先から 春日市大字下白水209番403先まで	22.0 ～ 24.8	

福岡県告示第469号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

県土整備事務所名	道路の種類	路線名	変更前後別	区 間	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
福 岡 県道		大野城 二 丈 線	前	糸島市高祖8番60先から 糸島市高祖8番62先まで	14.0 ～ 47.0	70.1
			後	糸島市高祖8番60先から 糸島市高祖8番62先まで	14.0 ～ 33.5	

公 告

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
電子黒板等賃貸借契約 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
 - (1) 部局の名称
福岡県教育庁教育企画部企画調整課
 - (2) 所在地
福岡市博多区東公園7番7号
- 3 落札者を決定した日
平成29年6月15日
- 4 落札者の氏名及び住所
 - (1) 氏名
N T Tファイナンス株式会社九州支店
 - (2) 住所
福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号
- 5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

123,768,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成29年5月12日

公告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、次のとおり公告します。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 調達をする物品等又は特定役務の種類

福岡県警察通信指令システム賃貸借

2 競争入札参加者の資格

(1) 競争入札に参加することができない者

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者（特別の理由がある場合を除く。）

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であってその役員が暴力団員であるもの（それぞれアに該当する者を除く。）

エ 競争入札参加資格審査申請書（電子計算処理組織（知事の使用に係る電子計算機（入力装置を含む。以下同じ。）と入札参加資格を得ようとする者の使用に係る電子計算機を電気通信回線で接続したものをいう。）による電磁的記録を含む。）及び添付書類に故意に虚偽の事実を記載した者

オ 営業に関し許可、認可等を必要とする場合において、これを得ていない者

カ 原則として、同種の営業を引き続き2年以上営んでいない者

(2) 競争入札参加資格審査事項については、次のとおりとする。

ア 従業員数

イ 年間売上高

ウ 自己資本金

エ 流動比率

オ 経営年数

カ 地域貢献活動項目（具体的な内容については、知事が別に定める。）

3 競争入札参加資格審査の申請方法等

(1) 申請方法

次の書類を知事に提出するものとする。

ア 競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

イ 法人にあっては登記事項証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）、個人にあっては本籍地の市町村長の発行する身分証明書及び法務局が発行する登記されていないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

ウ 印鑑証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

エ 県外に本店を有し、代表者が入札、契約の締結、代金の請求又は受領等を代理人に委任する場合は、委任状（様式第2号）

オ 県税に未納のないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）並びに消費税及び地方消費税に未納の税額がないことの証明書（3か月以内に発行された原本又は写し）

カ 法人にあっては財務諸表の写し（申請書提出日の属する事業年度の直前2事業年度分）、個人にあっては貸借対照表（申請書提出日の属する年の直前の12月31日現在のもの）（様式第3号）及び所得税確定申告書の写し（申請書提出日の属する年の直前2か年分）

キ 障害者の雇用状況報告義務がある場合には、障害者雇用状況報告書の写し、報告義務がない場合で障害者を雇用しているときには、障害者の雇用状況調査票（様式第4号）

ク 営業概要表（様式第5号）

ケ 事業協同組合で官公需適格組合の証明を受けた組合にあっては、官公需適格組

- 合用営業概要表（様式第6号）及び官公需適格組合証明書（物品関係）の写し等
- コ 印刷業明細表（印刷業のみ）（様式第7号）
- サ ビル清掃管理業明細表（ビル清掃管理業のみ）（様式第8号）
- シ 暴力団排除に関する誓約書（役員名簿）（様式第9号）
- ス 営業に必要な許可、認可等を得たことを証する書類の写し
- セ 協同組合等の組合が申請する場合には、当該組合の定款及び組合員名簿
- ソ I S O 9000シリーズの認証を取得している場合には、その登録証の写し
- タ 福岡県物品関係競争入札参加者の格付及び指名等に関する要綱の付表の区分にあるものに係る評価申請書等（ただし、障害者雇用はキに掲げるもの）
- チ 返信用封筒（392円切手を貼付した長形3号封筒）
- (2) 申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
（電話番号）092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページからダウンロードすることにより入手することができる。
- (3) 申請書の受付期間
この公告の日から平成29年7月25日（火曜日）までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、競争入札参加資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 競争入札参加資格審査結果の通知
競争入札参加資格決定通知書により通知（郵送）する。
- 5 競争入札参加資格の有効期間及び当該期間の更新手続
- (1) 競争入札参加資格の有効期間
競争入札参加資格の有効期間は、この告示に基づき資格を取得したときから平成29年9月末日までとする。
- (2) 有効期間の更新手続
(1)の有効期間の更新を希望する者は、平成29年7月中に実施する福岡県競争入札参加資格審査の申請をすること。

公告

政府調達に関する協定の適用を受ける物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 調達内容

- (1) 調達案件名
福岡県警察通信指令システム賃貸借契約
- (2) 契約内容及び特質等
入札説明書による。
- (3) 賃貸借期間
平成30年3月1日から平成36年2月29日までの間
- (4) 納入場所
入札説明書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成29年4月福岡県告示第339号）に定める資格を得ている者（平成27年度競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加資格を得るための申請の方法

2に掲げる入札参加資格を有しない者で入札を希望するものは、本県の所定の競争入札参加資格審査申請書に必要事項を記入の上、次の部局へ提出すること。

- ・申請書の提出場所並びに入手方法及び申請に関する問合せ先
福岡県総務部総務事務厚生課調達班
〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-643-3092（ダイヤルイン）
申請書は、福岡県庁ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）からダウンロ

ードすることにより入手することができる。

4 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成29年8月18日（金曜日）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種及び等級が次の条件を満たす者

大分類	中分類	業種名	等級
13	08	リース・レンタル	AA

(2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者

(3) 納入する物品に係る保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できると認められる者

(4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者

(5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

5 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

（電話番号）092-641-4141 内線2236

6 契約条項を示す場所

5の部局とする。

7 入札説明書の交付

平成29年7月7日（金曜日）から平成29年8月17日（木曜日）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時45分まで5の部局で交付する。

8 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

9 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

(1) 提出場所

5の部局とする。

(2) 提出期限

平成29年8月18日（金曜日）午後5時45分

(3) 提出方法

持参（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。提出期限内必着）で行う。

10 開札の場所及び日時

(1) 場所

〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県警察本部入札室（地下1階北側）

(2) 日時

平成29年8月21日（月曜日）午前10時30分

11 落札者が不在の場合の措置

開札をした場合において落札者が不在ときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により、再度の入札を行う。ただし、開札の際入札者又はその代理人の全てが立ち会っており、その全てが同意する場合にあっては直ちにその場で、その他の場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

12 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（税込み）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額（税込み）の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件以上）したことを証明する書面（当該発注者が交付した証明書）を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額

とするもの)を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国(独立行政法人等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件以上)したことを証明する書面(当該発注者が交付した証明書)を提出する場合

13 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、11により再度入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 入札金額の記載がない入札又は入札金額を訂正した入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者の全ての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金又はこれに代わる担保の納付が見積金額(税込み)の100分の5に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札
- (9) 入札書の日付がない入札又は日付に記載誤りがある入札

14 落札者の決定の方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

15 その他

- (1) 契約書の作成を要する。落札者は暴力団排除条項を記載した誓約書を提出するこ

と。

- (2) この調達契約は、世界貿易機関(WTO)協定の一部として、附属書四に掲げられている政府調達に関する協定の適用を受ける。なお、同協定に基づいて設置した福岡県政府調達苦情検討委員会への苦情の申立てについては、福岡県庁ホームページ(<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>)に掲載している。
- (3) 特定調達に係る苦情処理の関係において福岡県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合、調達手続の停止等があり得る。
- (4) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (5) その他、詳細は入札説明書による。

16 Summary

- (1) The name of a contract matter
A lease contract for computer system that is going to be used for communication/command by the Fukuoka Prefectural Police
- (2) Time Limit of Tender
5:45 PM on August 18, 2017
- (3) Section where to inquire about this Notice of Tender
Accounting Division, General Affairs Department, Fukuoka Prefectural Police
Headquarters 7-7, Higashi Koen, Hakata-ku, Fukuoka City 812-8576 Japan
Tel 092-641-4141 (Ext.2236)

公告

次の土地改良区が土地改良法(昭和24年法律第195号)第67条第1項第1号に掲げる事由により解散したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	解散認可年月日
穂波土地改良区	平成29年6月26日

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定に基づき、次のように換地処分をしたので、同条第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

換地処分をした地域	換地処分年月日
朝倉市上秋月の一部 (上秋月地区小原換地区)	平成29年6月23日

公告

解散した清算法人友枝土地改良区から清算人の就任の届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

氏名	住所
松岡勝広	築上郡上毛町大字西友枝740番地3
岩谷勝美	築上郡上毛町大字東上171番地
三田敏和	築上郡上毛町大字東上1616番地1
山本盛文	築上郡上毛町大字東上1246番地2
新見修	築上郡上毛町大字中村506番地1

公告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定に基づき、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第3項の規定により公告する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

土地改良区名	認可年月日
柳川みやま土地改良区	平成29年6月28日

公告

測量法（昭和24年法律第188号）第5条に規定する公共測量を次のように実施するので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 測量の種類
公共測量（3級基準点）
- 2 測量の実施地域及び期間

実施地域	実施期間
中間市	平成29年5月24日から 平成29年8月21日まで

公告

海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条第7項の規定に基づき、平成29年6月26日付けで福岡県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画（平成29年1月福岡県公報第3858号公告）の一部を次のように変更したので、同条第10項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

2の表を次のように改める。

第1種特定海洋生物資源	管理の対象となる期間	数量
まあじ	平成29年1月～12月	若干
まいわし	平成29年1月～12月	若干
まさば及びごまさば	平成29年7月～平成30年6月	若干
するめいか	平成29年4月～平成30年3月	若干

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
糟屋郡須恵町大字植木字松ヶ音410番1、410番4から410番7まで、411番1、411番3から411番24まで及び433番1から433番8まで

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

糟屋郡須恵町大字上須恵1203番地1

株式会社長澤工務店

代表取締役 長澤 辰昭

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称

大野城市瓦田二丁目975番

- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 倉富 純男

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福津市宮司三丁目389番2から389番4まで、392番1及び392番4から392番29まで
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
大野城市紫台16-6パセオ南ヶ丘2F
株式会社AZアセットアドバイザーズ
代表取締役 喜多代 光在

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
（第1工区）田川市大字川宮1717番5、1720番6及び1720番7
- 2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
北九州市小倉北区魚町二丁目6番10号
株式会社ナフコ
代表取締役 深町 勝義

公告

福岡県地域医療医師奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案について、次のとおり意見を募集します。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

- 1 意見募集期間
平成29年6月30日から平成29年7月31日まで
- 2 概要、受付方法等

関連資料については、福岡県ホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）に掲載するほか、福岡県保健医療介護部医療指導課医師・看護職員確保対策室に備え置きます。

公告

福岡県営都市公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

下記の施設について、それぞれ募集を行う。

名 称	所 在 地
中央公園	北九州市小倉北区井堀、都、上到津、八幡東区高見、八王寺町、槻田、戸畑区金比羅町
筑豊緑地	飯塚市仁保、鹿毛馬
筑後広域公園 (筑後広域公園芸術文化交流施設及びプールを除く。)	筑後市大字津島、尾島、みやま市瀬高町本郷、長田

2 予定される指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札

の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、同一施設における単独応募又は他のグループでの応募を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

指定管理者が行う業務は、次の(1)から(8)までに掲げるものとする。

- (1) 有料施設の利用の承認及び利用料金の徴収
- (2) 施設利用者への指示
- (3) 行為の制限及び許可に関する業務
- (4) 安全確保等のための施設の利用の禁止及び制限並びに有料施設の利用の承認の取消し
- (5) 福岡県都市公園条例（昭和52年福岡県条例第12号）違反等の場合における有料施設の利用承認及び行為の許可の取消し等
- (6) 行為の許可に伴う使用料の徴収
- (7) 諸施設の維持及び保守に関する業務

(8) (1)から(7)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に施設の管理を行うことができるものと認められたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 施設の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

- ア 事業計画書
- イ 収支計画書
- ウ 団体の事業及び活動内容等に関する書類
- エ 団体の財務状況に関する書類
- オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成29年7月7日（金）から同年9月4日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成29年9月4日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

各施設ごとに、現地において、次のとおり公募説明会を開催する。詳細については、募集要領又は県のホームページ（<http://www.pref.fukuoka.lg.jp/>）を参照のこと。

名 称	日 時
中央公園	平成29年7月19日（水）午前10時00分から
筑豊緑地	平成29年7月20日（木）午前10時00分から
筑後広域公園	平成29年7月24日（月）午後10時00分から

7 その他

県は、指定管理者と各施設の管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号
 福岡県建築都市部公園街路課管理係
 電話 092-643-3724 ファクシミリ 092-643-3752
 E-mail koen@pref.fukuoka.lg.jp

公告

筑後広域公園芸術文化交流施設の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年7月7日

福岡県知事 小 川 洋

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
筑後広域公園芸術文化交流施設	筑後市大字津島 1131

2 予定される指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで応募する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）提出後、指定までの間に、アからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

- (3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで応募する場合の各構成員は、本募集への単独応募又は他のグループでの応募を行って

いないこと。

4 指定管理者が行う業務

- (1) 筑後広域公園芸術文化交流施設（以下「九州芸文館」という。）の利用の許可に関する業務
- (2) 都市公園で制限する行為の許可に関する業務
- (3) 使用料の徴収に関する業務
- (4) 九州芸文館の諸施設の維持及び保守に関する業務
- (5) 事業活動に関する業務
- (6) (1)から(5)までに掲げるもののほか、知事が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(5)までのいずれにも該当するものの中から最も適切に九州芸文館の管理を行うことができると認められたものを、指定管理者として指定する。

- (1) 4に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができるものであること。
- (2) 安定的な経営基盤を有しているものであること。
- (3) 九州芸文館の効用を最大限に発揮するとともに、効率的な管理ができるものであること。
- (4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）その他の関係法令並びに条例及び規則の規定を遵守し、適正な管理ができるものであること。
- (5) その他知事が施設の設置の目的を達成するために必要と認めるものとして規則で定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に申請書に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 収支計画書

ウ 団体の事業及び活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他知事が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成29年7月7日（金）から同年9月4日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで。

(3) 指定管理者の指定

知事は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成29年9月4日（月）まで（ただし、土、日、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成29年7月25日（火）午後2時00分から

イ 場所

九州芸文館

7 その他

県は、指定管理者と九州芸文館の管理に関する協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出及び募集要領の配布場所並びに問合せ先

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県人づくり・県民生活部文化振興課文化第二係

電話 092-643-3346 ファクシミリ 092-643-3347

E-mail bunshin@pref.fukuoka.lg.jp

教育委員会

公告

福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等の指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年7月7日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等	久留米市東櫛原町 173 番地

2 予定される指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

(1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。

(2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づき、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立久留米スポーツセンター及び久留米市中央公園内体育施設等（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの利用料金の徴収に関する業務

(3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）

(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興及び久留米市民の体位向上を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。

(4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成29年7月7日（金）から平成29年9月4日（月）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。募集要領の配布は、この公告の日から平成29年9月4日（月）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成29年7月25日（火） 午前10時00分から

イ 場所

久留米市野球場（久留米市中央公園内）

（久留米市合川町2299-1）

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

福岡県立スポーツ科学情報センターの指定管理者を次のとおり募集する。

平成29年7月7日

福岡県教育委員会

1 指定管理者が管理を行う施設

名 称	所 在 地
福岡県立スポーツ科学情報センター	福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号

2 予定される指定の期間

平成30年4月1日から平成35年3月31日まで。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消すことがある。

3 応募資格

次に掲げる(1)及び(2)の要件（グループで参加する場合は(1)から(3)までの要件）を全て満たしていること。

- (1) 福岡県内に事務所又は事業所を置く法人又は団体であること。
- (2) 次のアからクまでのいずれにも該当しないこと。なお、申請書提出後、指定までの間にアからクまでのいずれかに該当する事実が判明したときは、指定を受けることができない場合がある。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により本県における一般競争入札の参加を制限されている者

ウ 福岡県が行う建設工事等の請負又は物品の購入若しくは製造の請負の指名競争入札について指名停止措置を受けている者

エ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）又は会社法（平成17年法律第86号）の規定に基づ

き、会社の更生、再生、破産又は清算の手続を行っている者

オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者

カ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しないもの

キ 役員（法人でない団体の代表者又は管理人を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員であるもの

ク 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と密接な関係を有するもの

(3) グループで応募する場合は、代表団体を定めていること。ただし、グループで参加する場合の各構成員は、本募集への単独参加又は他のグループでの参加を行っていないこと。

4 指定管理者が行う業務

(1) 福岡県立スポーツ科学情報センター（以下「センター」という。）の利用の許可に関する業務

(2) センターの利用料金の徴収に関する業務

(3) センターの諸施設の維持及び保守に関する業務

(4) 自主企画事業（施設の設置目的を効果的に達成するために、指定管理者が企画実施する事業）

(5) (1)から(4)に掲げるもののほか、福岡県教育委員会が別に定める業務

5 選定基準

次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものの中からセンターの設置の目的を最も効果的に達成することができるものと認めたものを指定管理者として指定する。

(1) 事業計画の内容が、県民の体育・スポーツの普及振興を図ることができ、住民の平等な利用が確保されるものであること。

(2) 事業計画の内容が、センターの効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) 事業計画に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有して

いるものであること。

- (4) その他福岡県教育委員会がセンターの設置の目的を達成するために必要と認めるものとして別に定める事項を満たしているものであること。

6 指定の手続等

(1) 申請

指定管理者の指定を受けようとするものは、(2)の提出期間内に指定管理者指定申請書（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、8の場所まで提出すること（持参に限る。）。

ア 事業計画書

イ 団体の事業及び活動内容等に関する書類

ウ 団体の財務状況に関する書類

エ その他福岡県教育委員会が必要と認める書類

(2) 申請書等の提出期間

平成29年7月7日（金）から平成29年9月4日（月）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分まで

(3) 指定管理者の指定

福岡県教育委員会は、(1)の申請のあったものの中から、指定管理者の候補者を選定し、県議会の議決を経て、指定管理者として指定する。

(4) 募集要領

指定管理者募集の詳細及び申請書の様式等については、募集要領を参照のこと。
募集要領の配布は、この公告の日から平成29年9月4日（月）まで（ただし、土曜、日曜、祝日を除く。）の午前9時00分から午後5時45分までの間、8の場所で行う。

(5) 説明会の開催

ア 日時

平成29年8月1日（火） 午後2時00分から

イ 場所

福岡県立スポーツ科学情報センター（福岡市博多区東平尾公園二丁目1番4号）

7 その他

福岡県教育委員会は、指定管理者とセンターの管理に関する基本協定を締結し、管理に要する経費については、当該協定に基づき、県が指定管理者に支払う。

8 申請書等の提出先、募集要領の配布場所及び問合せ先

〒812-8575 福岡市博多区東公園7番7号

福岡県教育庁教育振興部体育スポーツ健康課管理係（行政棟南棟4階）

電話 092-643-3921 ファクシミリ 092-643-3926

電子メール ksports@pref.fukuoka.lg.jp

公告

労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第10条の規定に基づき福岡県労働委員会が委嘱したあっせん員候補者を、労働委員会規則（昭和24年中央労働委員会規則第1号）第68条第1項の規定に基づき、次のように公示する。

平成29年7月7日

福岡県労働委員会会長 後藤 裕

氏名	現職等	備考
五十君 麻里子	九州大学大学院法学研究院教授	現公益委員
井上 智夫	弁護士	同上
大坪 稔	九州大学大学院経済学研究院教授	同上
後藤 裕	弁護士	同上
所 浩代	福岡大学法学部准教授	同上
南谷 敦子	弁護士	同上
山下 昇	九州大学大学院法学研究院教授	同上
上野 茂伸	日本労働組合総連合会福岡県連合会総務局長	現労働者委員
大塚 康宏	電機連合福岡地方協議会議長	同上
隈本 泰清	UAゼンセン福岡県支部支部長	同上
佐田 正二	西日本鉄道労働組合執行委員長	同上
島添 幹子	自治労福岡県本部副執行委員長	同上
高島 喜信	日本労働組合総連合会福岡県連合会会長	同上

鍋 島 初 美	福岡県教職員組合特別執行委員	同上
有 馬 紀 顕	福岡県経営者協会専務理事	現使用者委員
大 石 昌 彦	株式会社福岡運輸ホールディングス管理本部副本部長	同上
竹 内 直 行	株式会社井筒屋業務グループ長	同上
廣 瀬 幸	株式会社ポータル特別顧問	同上
船 越 法 克	九州電力株式会社人材活性化本部部長	同上
松 岡 嘉 彦	福岡県経営者協会顧問	同上
宮 田 克 彦	西日本鉄道株式会社取締役常務執行役員	同上
大 石 桂 一	九州大学大学院経済学研究院教授	前公益委員
野 田 進	(前)福岡県労働委員会会長	同上
岩 永 康 志	(前)九州旅客鉄道労働組合福岡地方本部執行委員長	前労働者委員
藤 吉 眞 二	JAM九州・山口執行委員長	同上
神 代 暁 宏	福岡県福祉労働部長	
樋 口 直 樹	福岡県福祉労働部労働局長	
古 長 秀 明	福岡県福祉労働部労働局労働政策課長	
鷲 山 俊 勝	福岡県労働委員会事務局長	
森 美 知 子	福岡県労働委員会事務局次長兼調整課長	
濱 地 康 紀	福岡県労働委員会事務局審査課長	

再 掲

福岡県公告式条例(昭和25年福岡県条例第46号)第5条第1項において準用する同条例第2条第2項ただし書の規定により掲示したものを、ここに再掲する。

福岡県告示第436号の2

家畜伝染病が発生したので家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成29年6月23日

福岡県知事 小 川 洋

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
----------	-----	-------------	----	-------	-------

結核病	牛	患 畜	1 頭	糸島市	平成 29 年 6 月 22 日
		疑似患畜			